

市区町村におけるパソコンリサイクルへの取組状況について（お知らせ）

平成17年2月4日（金）
環境省廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室
室長：藤井康弘(内線6831)
室長補佐：根木桂三(内線6834)
担当：深野竹志(内線6836)

平成15年10月から開始しました家庭系パソコンのメーカー等による回収に関して、全国の市区町村の取組状況を把握するためにアンケート調査を実施したところですが、今般、平成16年10月1日時点における取組状況について調査結果がまとまりましたので、お知らせします。

調査対象は全市区町村であり、都道府県を通じ全国の市区町村に協力を依頼し、有効な回答が得られた2,964市区町村（合計人口12,408万人）のデータを取りまとめました。調査期間は平成16年10月20日～平成16年11月19日でした。

なお、一部の調査項目については、同様の項目で調査を行った平成15年10月1日時点における調査結果を付記しました。

パソコンの回収状況について

平成15年度下半期のパソコンの行政回収実績の回答があった市区町村数は1,664市区町村、回収台数は4品目合計で35,253台であり、メーカー等による回収開始前の平成15年度上半期と比べて減少している。

平成16年度上半期のパソコンの行政回収実績の回答があった市区町村数は1,739市区町村であり、回収台数は4品目合計で35,523台であった。

1 パソコンの行政回収台数について

	デスクトップ	ノートブック	CRT ディスプレイ	液晶 ディスプレイ	合計台数
平成15年度 下半期	18,642	2,122	14,173	316	35,253

(回答市区町村数1,664、人口5,879万人)

	デスクトップ	ノートブック	CRT ディスプレイ	液晶 ディスプレイ	合計台数
平成16年度 上半期	19,847	1,396	14,255	25	35,523

(回答市区町村数1,739、人口6,480万人)

(参考)

	デスクトップ	ノートブック	CRT ディスプレイ	液晶 ディスプレイ	合計台数
平成15年度 上半期	69,043	11,131	20,654	761	101,589

(回答市区町村数920、人口3,655万人)

パソコンの処理体制について

リサイクルの義務がある製造等事業者が存在しないパソコン（以下、義務者不存在品という。）を含め原則行政回収を行わない市区町村が、1年前時点と比べて増加している。

製造等事業者にリサイクル義務のあるパソコン（以下、義務品という。）については、回答のあった市区町村の91%に当たる2,700市区町村が行政回収を行っていない。

1 平成16年10月1日現在のパソコンの処理体制について選択して下さい。

	市区町村数(%)	
	平成16年 10月1日 時点	平成15年 10月1日 時点
1. 義務者不存在品を含め行政回収は原則行わない。	2,196 (74%)	(31%)
2. 義務品は行政回収しないが、義務者不存在品は行政回収する。	504 (17%)	(45%)
3. 義務品、義務者不存在品を問わず行政回収する。	264 (9%)	(24%)
	合計2,964	

義務者不存在品を含め行政回収は原則行わない自治体の対応について

義務者不存在品を含め行政回収は原則行わない2,196市区町村の69%の1,508市区町村においては、義務者不存在品がパソコン3R推進センターにより処理されている。

また、義務者不存在品が一般廃棄物処理業者により処理される際の処理料金は、単純平均値で見ると、パソコンそれぞれについて、約1,730～2,210円であった。

1 義務者不存在品の処理はどのように行っていますか。

1. 一般廃棄物処理業者により処理される。	219 (10%)
2. パソコン3R推進センターにより処理される。	1,508 (69%)
3. その他	469 (21%)
	合計2,196

2 (1で1.を選択した市町村に対し) 処理料金はどの程度ですか。

	デスクトップ	ノートブック	CRT ディスプレイ	液晶 ディスプレイ
平均処理手数料	平均2,153円	平均1,766円	平均2,207円	平均1,733円

3 (1で1.を選択した市町村に対し)主にどのような処理を行っていますか。

1.手分解等を行い、鉄等金属に加え、プリント配線板等のリサイクルを実施	...64(29%)
2.破砕処理後、鉄等金属を回収して、残さを埋立処分	...104(48%)
3.破砕処理後、埋立処分	...25(11%)
4.直接埋立処分	...7(3%)
5.その他	...19(9%)
	合計219

義務者不存在品のみ行政回収する自治体の対応について

義務者不存在品のみ行政回収する504市区町村におけるパソコンの処理料金は、単純平均値で見ると、パソコンそれぞれについて、約260～350円であった。

また、義務者不存在品のみ行政回収を行っている市区町村のうち37%の188市区町村は将来的には行政回収をやめる予定であると回答している。

1 行政回収する義務者不存在品の収集・受入区分、処理手数料について答えて下さい。

(市区町村数(%), 円)

	粗大・大型ごみ	不燃ごみ	搬入・持込ごみ	その他	平均処理手数料
デスクトップ	272 (54%)	93 (18%)	124 (25%)	15 (3%)	334 円
ノートブック	193 (38%)	185 (37%)	112 (22%)	14 (3%)	262 円
CRT ディスプレイ	277 (55%)	88 (17%)	119 (24%)	20 (4%)	345 円
液晶 ディスプレイ	230 (46%)	140 (28%)	112 (22%)	22 (4%)	283 円

2 行政回収する義務者不存在品について、主にどのような処理を行っていますか。

1.パソコン3R推進センターへ引き渡し、再資源化を行う。	...28(6%)
2.手分解等を行い、鉄等金属に加え、プリント配線板等のリサイクルを実施	...60(12%)
3.破砕処理後、鉄等金属を回収して、残さを埋立処分	...308(61%)
4.破砕処理後、埋立処分	...72(14%)
5.直接埋立処分	...36(7%)

合計504

- 3 義務者不存在品を行政回収する主な理由は何ですか。
1. 義務者不存在品の行政回収をやめたとしても、義務者不存在品が自治体の収集するごみに混じって排出されるおそれがあるため。 ...281(56%)
 2. パソコン3R推進センターでの義務者不存在パソコンの回収が開始したのが平成16年7月であり、住民への周知を図る時間等が十分なかった。したがって、将来的には義務者不存在品について行政回収をやめる予定。 ...188(37%)
 3. その他 ... 35(7%)
- 合計504

義務品、義務者不存在品を問わず行政回収する自治体の対応について

義務品、義務者不存在品を問わず行政回収する264市区町村におけるパソコンの処理料金は、単純平均値で見ると、パソコンそれぞれについて、約350～470円であった。

また、義務品、義務者不存在品を問わず行政回収する市区町村のうち28%の75市区町村は義務者不存在品の行政回収を、29%の76市区町村は義務品の行政回収を将来的にはやめる予定であると回答している。

1 行政回収するパソコンの収集・受入区分、処理手数料について教えてください。

(市区町村数(%)、円)

	粗大・大型ごみ	不燃ごみ	搬入・持込ごみ	その他	平均処理手数料
デスクトップ	174 (66%)	52 (20%)	24 (9%)	14 (5%)	472 円
ノートブック	107 (41%)	119 (45%)	22 (8%)	16 (6%)	353 円
CRT ディスプレイ	176 (67%)	50 (19%)	25 (9%)	13 (5%)	457 円
液晶 ディスプレイ	144 (54%)	81 (31%)	23 (9%)	16 (6%)	388 円

2 義務者不存在品について、主にどのような処理を行っていますか。

1. パソコン3R推進センターへ引き渡し、再資源化を行う ... 9(4%)
2. 手分解等を行い、鉄等金属に加え、プリント配線板等のリサイクルを実施 ...29(11%)
3. 破碎処理後、鉄等金属を回収して、残渣を埋立処分 ...172(65%)
4. 破碎処理後、埋立処分 ...43(16%)
5. 直接埋立処分 ...11(4%)

合計264

- 3 義務品について、主にどのような処理を行っていますか。
- 1 . 平成15年10月以降に販売されたパソコン（PCリサイクルマークの付いたもの）については、製造等事業者を引き渡し、再資源化を行う。 … 35(13%)
 - 2 . 義務品については（PCリサイクルマークのない場合も）製造等事業者を引き渡し、再資源化を行う。 …11(4%)
 - 3 . 回収した義務品は全て（PCリサイクルマークのある場合も）義務者不existence品とともに処理する。 …218(83%)
- 合計264
- 4 義務者不existence品を行政回収する主な理由は何ですか。
- 1 . 義務者不existence品の行政回収をやめたとしても、義務者不existence品が自治体の収集するごみに混じって排出されるおそれがあるため。 …137(52%)
 - 2 . パソコン3R推進センターでの義務者不existenceパソコンの回収が開始したのが平成16年7月であり、住民への周知を図る時間等が十分なかった。したがって、将来的には義務者不existence品について行政回収をやめる予定。 …75(28%)
 - 3 . その他 …52(20%)
- 合計264
- 5 義務品を行政回収する主な理由は何ですか。
- 1 . 義務品は製造等事業者によるリサイクルとし、義務者不existence品は自治体において従来どおりごみとして処理することとなると、処理費用の点で住民に不公平感が生ずる。 …50(19%)
 - 2 . 義務品の行政回収をやめたとしても、義務品が自治体の収集するごみに混じって排出されるおそれがある。 …94(35%)
 - 3 . 未だパソコンのリサイクルについて十分に住民への周知が図られていないため。したがって、将来的には義務品について行政回収をやめる予定。 …76(29%)
 - 4 . その他 …44(17%)
- 合計264

不法投棄について

不法投棄された廃パソコンを回収した656市区町村におけるパソコンの処理については、24%の159市区町村が、義務品については（PCリサイクルマークのない場合も）製造等事業者、義務者不存在品についてはパソコン3R推進センターに引き渡し、再資源化を行っている。

- | | | |
|---|---|---------------|
| 1 | 平成16年度上半期において、不法投棄された廃パソコンを回収しましたか。 | |
| | 1.回収した。 | ...656(22%) |
| | 2.回収していない。 | ...2,308(78%) |
| | | 合計2,964 |
| 2 | 不法投棄されたパソコンの処理について教えてください。 | |
| | 1.平成15年10月以降に販売されたパソコン（PCリサイクルマークの付いたもの）については、製造等事業者へ引き渡し、再資源化を行う。 | ... 112(17%) |
| | 2.義務品については（PCリサイクルマークのない場合も）製造等事業者、義務者不存在品についてはパソコン3R推進センターへ引き渡し、再資源化を行う。 | ...159(24%) |
| | 3.回収したパソコンは全て（PCリサイクルマークのある場合も）一般廃棄物処分業者等へ引き渡し、処理する。 | ...131(20%) |
| | 4.回収したパソコンは全て（PCリサイクルマークのある場合も）自ら処理する。 | ...254(39%) |
| | | 合計656 |
| 3 | （2で3.と4.を選択した市町村に対し）主にどのような処理を行っていますか。 | |
| | 1.手分解等を行い、製造等事業者と同程度の処理を実施 | ...59(15%) |
| | 2.破碎処理後、鉄等金属を回収して、残さを埋立処分 | ... 265(69%) |
| | 3.破碎処理後、埋立処分 | ... 46(12%) |
| | 4.直接埋立処分 | ... 15(4%) |
| | | 合計385 |